

平成29年12月

# 伊那市議会定例会議案書

平成29年12月4日

## 平成29年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	財産（土地）の処分について……………	3
議案第2号	市道路線の廃止及び変更について……………	4
議案第3号	伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案第4号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	9
議案第5号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第6号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第7号	伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例……………	15
議案第8号	伊那市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例……………	16
議案第9号	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例……………	18
議案第10号	伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例……………	20
議案第11号	平成29年度伊那市一般会計第7回補正予算について……………	21
議案第12号	平成29年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	22
議案第13号	平成29年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について……………	23
議案第14号	平成29年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	24
議案第15号	平成29年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	25

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 地番   | 伊那市美篤 7 9 7 5 番 1<br>伊那市美篤 7 9 9 7 番 1                    |
| 2 | 地目   | 宅地及び雑種地   |
| 3 | 地積   | 28,911.85 平方メートル  |
| 4 | 売却価格 | 401,874,715 円（1 平方メートル当たり 13,900 円）                       |
| 5 | 相手方  | 神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目 6 番 20 号<br>伸和ホールディングス株式会社<br>代表取締役 幸島 宏邦 |

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上ノ原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止及び変更について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1303	公園内2号線	高遠町東高遠 2286番先	高遠町東高遠 2301番1先		メートル 150.5	メートル 3.2～6.5
T-1305	公園内5号線	高遠町東高遠 2299番11先	高遠町東高遠 2286番先		139.9	1.5～3.0
T-1306	公園内3号線	高遠町東高遠 2297番先	高遠町東高遠 2301番1先		90.2	2.0～2.7
T-1783	公園内1号線	高遠町東高遠 2298番5先	高遠町東高遠 2243番1先		363.1	2.2～7.1
H-4030	平戸線	長谷杉島 2267番3先	長谷浦 46番2先		2,717.8	1.3～3.0

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
T-1579	栗田線	前	高遠町長藤 7068番先	高遠町長藤 7178番1先		メートル 290.3	メートル 2.0～4.0
		後	高遠町長藤 7068番先	高遠町長藤 7026番2先		170.3	2.0～3.5

平成 2 9 年 1 2 月 4 日 提 出

伊 那 市 長      白   鳥      孝

( 提 案 理 由 )

上 記 の 路 線 は、そ の 全 部 又 は 一 部 が 市 道 と し て の 機 能 を 喪 失 し て い る た め、提 案 す る も の で あ り ま す。

伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 2 条第 1 項本文」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 3 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「（い。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 2 条の 4 法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において法定育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 43

号)の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 18 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
- 」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。次条において同じ。)であって伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この条において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

平成29年12月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



## 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

## 別表第 3 中

「

農業委員	会長		85,700円	
	副会長		53,400円	
	委員		41,100円	
農地利用最適化推進委員			41,100円	

」を

「

農業委員	会長	能率給として 国の交付金の 範囲内で市長 が定める額	85,700円	
	副会長		53,400円	
	委員		41,100円	
農地利用最適化推進委員			41,100円	

」に

改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行等に伴い、国の交付金による農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額の改定を行うため、提案するものであります。

## 伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(伊那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊那市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「伊那市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	伊那市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊那市条例第 17 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2

		号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成29年12月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「同意集積区域」を「促進区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に、「第 9 条第 1 項」を「第 4 条第 2 項第 1 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 4 条を削る。

第 5 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「企業立地促進法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域未来投資促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進」に、「企業立地促進法第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「企業立地促進法省令」という。）第 3 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（企業立地促進法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であって企業立地促進法省令第 4 条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を「地域未来投資促進法第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第 17 条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第 24 条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域未来投資促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「、第 4 条」を削り、「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とす

る。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 3 項の規定による承認（同法第 15 条第 1 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた同法第 14 条第 1 項の企業立地計画（改正法附則第 3 条第 2 項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）及び改正法附則第 3 条第 1 項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画（同条第 2 項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）に従ってこの条例による改正前の第 6 条に規定する対象施設を設置した者についての当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地について課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

##### (提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

伊那市老人福祉センター等条例（平成 18 年伊那市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

老人憩の家富県荘	伊那市富県 6 5 3 4 番地 1
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近 5 1 4 0 番地 3

」を

「

老人憩の家西春近荘	伊那市西春近 5 1 4 0 番地 3
-----------	---------------------

」に

改める。

第 12 条、別表第 1 第 1 項及び別表第 2 第 1 項中「、老人憩の家富県荘」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

老人憩の家富県荘を廃止するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市国民健康保険診療所条例（平成 18 年伊那市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

伊那市国保西箕輪診療所	伊那市西箕輪 6 5 8 0 番地
伊那市国保新山診療所	伊那市富県 5 2 3 番地

」を

伊那市国保新山診療所	伊那市富県 5 2 3 番地
------------	----------------

」に、

伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 5 6 4 番地
------------	------------------

」を

伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 5 6 6 番地
------------	------------------

」に

改める。

第 2 条 伊那市国民健康保険診療所条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

伊那市国保新山診療所	伊那市富県 5 2 3 番地
伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤 1 8 4 9 番地 1

」を

伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤 1 8 4 9 番地 1
------------	-----------------------

」に

改める。

附 則



この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

平成29年12月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市国保西箕輪診療所及び伊那市国保新山診療所を廃止する等のため、提案する  
ものであります。

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,156 人」を「915 人」に改める。

別表中

「

音楽隊演奏会	1 回につき 1,500 円	消防団長が許可した演奏会とする。
訓練の場合	1 回につき 1,000 円	団本部が行う訓練とする。

」を

「

音楽隊演奏会	1 回につき 1,500 円	団長が許可した演奏会とする。
訓練	1 回につき 1,000 円	次の各号のいずれかに該当する訓練とする。 (1) 消防団本部が行う訓練 (2) 団長が必要と認めた方面隊 又は分団が行う訓練

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

消防団の組織改編に伴い、消防団員の定員を見直すとともに、費用弁償を行う訓練の対象範囲を拡充するため、提案するものであります。

伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例

伊那市学童クラブ条例（平成26年伊那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6702番地1
-----------	---------------

」を

「

西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6569番地1
-----------	---------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年2月5日から施行する。

平成29年12月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

西箕輪小学童クラブの移転に伴い、位置を変更するため、提案するものであります。

平成 29 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



平成 29 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝